

改正案	現 行
<p>別表第六の二号(第64条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>注1～注4 (略)</p> <p>注5</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合</p> <p>(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。</p> <p><u>ア 超高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一部の時間帯に複数の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における複数の超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合</u></p> <p><u>イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二</u></p>	<p>別表第六の二号(第64条関係)</p> <p>表 (同左)</p> <p>注1～注4 (同左)</p> <p>注5</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからオまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア (同左)</u></p>

以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

ウ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

エ 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

オ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

カ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

別表第七の二号(第 65 条第 1 項関係)

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

イ (同左)

ウ (同左)

エ (同左)

オ (同左)

別表第七の二号(第 65 条第 1 項関係)

注 2 (同左)

(1)～(8) (略)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからウまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(表略)

(注1)～(注6) (略)

(注7) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注8) 超高精細度テレビジョン放送を行う基幹放送事業者の場合であつて、超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送する超高精細度テレビジョン放送と当該超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送のいずれも行うときは、個々の放送番組の欄内にその別が分かる記号等を記載すること。

(注9) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再

(1)～(8) (同左)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(同左)

(注1)～(注6) (同左)

(注7) (同左)

(新設)

(注8) (同左)

掲すること。

イ・ウ (略)

別表第八号 (第65条第1項関係)

第1 見積表

表 (略)

注1～注5 (略)

注6 協会の場合は、適宜の様式により記載すること。

注7 (略)

第2 見積りの根拠

ア 収益

表 (略)

注1・注2 (略)

注3 協会の場合は、記載を要しない。

注4 (略)

注5 (略)

イ 費用

表 (略)

注 (略)

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

表 (略)

注1～注4 (略)

注5 協会の場合は、記載を要しない。

イ・ウ (略)

別表第八号 (第65条第1項関係)

第1 見積表

表 (同左)

注1～注5 (同左)

(新設)

注6 (同左)

第2 見積りの根拠

ア 収益

表 (同左)

注1・注2 (同左)

(新設)

注3 (同左)

注4 (同左)

イ 費用

表 (同左)

注 (同左)

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

表 (同上)

注1～注4 (略)

(新設)

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令
 (平成二十七年総務省令第二十六号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜二十九 (略)</p> <p>三十 超高精細度テレビジョン放送 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。</p> <p>三十一 データ放送 電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。</p> <p>三十二〜三十八 (略)</p> <p>(通則)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超える場合にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 申請者等が衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送を除く。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜二十九 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>三十 データ放送 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。</p> <p>三十一〜三十七 (略)</p> <p>(通則)</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>一〜五 (同上)</p> <p>六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。</p> <p>(新設)</p>

ロ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

七〇十 （略）

（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）

第九条 （略）

一・二 （略）

三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。

イ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超える場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(1) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

(2) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の

七〇十 （同上）

（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）

第九条 （同上）

一・二 （同上）

三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。

イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の

業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。

- ハ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。

四・五 (略)

(第八条第七号イ及び第九条第三号ハの規定の適用に係る特例)

第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号ハの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。

- ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。

四・五 (同上)

(第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用に係る特例)

第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

改 正 案	現 行
<p>第1章～第2章（略）</p> <p>第3章 衛星基幹放送の業務の認定等</p> <p>第5条（略） （認定の基準）</p> <p>第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。</p> <p>衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 事業開始後の継続性</p> <p>事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な<u>予測</u>を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。</p> <p>(3)～(7)（略） （認定の基準の特例）</p> <p><u>第6条の2 超高精細度テレビジョン放送（基幹放送普及計画第1の1(4)エ又はオに規定する試験放送を除く。以下この条において同じ。）を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する前条(1)の規定による審査については、同(1)の規定にかかわらず、次</u></p>	<p>第1章～第2章（同左）</p> <p>第3章 衛星基幹放送の業務の認定等</p> <p>第5条（同左） （認定の基準）</p> <p>第6条（同左）</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2)（同左）</p> <p>ア（同左）</p> <p>イ 事業開始後の継続性</p> <p>事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な<u>加入予測</u>を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。</p> <p>(3)～(7)（同左）</p> <p>(新設)</p>

によるものとする。

(1) 基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送の業務の認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降は当該超高精細度テレビジョン放送の業務に使用することを予定するものとし、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

(2) 基幹放送普及計画第1の1(4)オに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し前条各号に適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。この場合において、次に掲げる周波数ごとに審査を行うものとする。

(1) 放送衛星業務用の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。）（右旋円偏波（基幹放送普及計画第1の1(1)イに規定する右旋円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数に限る。）

(2) 放送衛星業務用の周波数（左旋円偏波（基幹放送普及計画第

(優先順位)

第7条 衛星基幹放送の業務に関し前条各号に適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。

(新設)

(新設)

1の1(1)イに規定する左旋円偏波をいう。以下同じ。)の電波の周波数に限る。)

(3) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下同じ。)(右旋円偏波の電波の周波数に限る。)

(4) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数(左旋円偏波の電波の周波数に限る。)

第8条 (略)

(放送事項の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われなどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務(放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。)の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等(一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。)の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の

(新設)

(新設)

第8条 (同左)

(放送事項の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われなどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務(放送衛星業務用の周波数以外の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下別紙3において同じ。))を使用するものに限る。)の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等(一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝

業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われないものとみなす。

第10条 (略)

第3章の2～第6章 (略)

別紙1・別紙2 (略)

別紙3 (第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。

(1) 超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務

(2)～(5) (略)

2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間

送容量のことをいう。以下この条において同じ。)の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われないものとみなす。

第10条 (同左)

第3章の2～第6章 (同左)

別紙1・別紙2 (同左)

別紙3 (第7条関係)

(同左)

1 (同左)

(新設)

(1)～(4) (同左)

2 (同左)

(1)～(3) (同左)

(4) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放

帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 放送番組の多様性

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、放送番組の分野の特定

送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

3 (同左)

(1)～(3) (同左)

(4) 放送番組の多様性

衛星基幹放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等

分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(5)～(8) (略)

(9) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この(9)において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

(10)～(14) (略)

(15) 放送の能率的な普及

を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(5)～(8) (同左)

(9) 放送番組の高画質性

高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。本号において同じ。)として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

(10)～(14) (同左)

(新設)

認定後、できるだけ早期の業務開始が予定された計画であり、遅くとも、当該認定の有効期間内に業務開始が予定されていること。

4 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送 (新設)

(放送衛星業務用の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「BS放送」という。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2及び3の規定にかかわらず、以下によること。

(1) 次に掲げる周波数(以下「第1号周波数」という。)は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

ア 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件としてBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数

イ 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件として行っているBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の変更申請(伝送容量等(平成11年郵政省告示第776号(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件)第2号に規定する伝送容量等をいう。以下同じ。)を減少するものであって、当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに変更する

ものに限る。)に係る周波数

(2) BS 放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数その他当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降、認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数(BS 放送に係る右旋円偏波の電波の周波数に限る。)となることが確実な周波数(第1号周波数を除く。以下「第2号周波数」という。)は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

(3) 第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数(第6条の2(1)又は(1)若しくは(2)の規定により現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなされたものを含む。(7)において同じ。)に係るトランスポンダ数が2以上であるときは、特定申請を優先するものとする。

(4) (3)の「特定申請」とは、次のいずれにも該当する申請をいう。

ア 超高精細度テレビジョン放送に係るトランスポンダ数が1/3以下であって、第1号周波数に係るトランスポンダ数の合計が1/6以上であること。

イ 上記2(1)から(4)までの基準のいずれにも適合していること。

ウ 指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中

央の周波数について、BS 放送に係る右旋円偏波の電波の全ての周波数のうちのいずれでもよい旨が、規則別表第6の2号に基づく衛星基幹放送の業務認定申請書の希望する周波数の項目に明確に記載されていること。

(5) 全ての特定申請について周波数を指定することができる場合以外の場合には、全ての特定申請について上記2の審査において同順位となったものとみなし、上記3（(1)から(4)まで、(6)及び(10)から(14)までを除く。以下この4において同じ。）及び(9)から(12)までの規定により審査を行うものとする。

(6) (3)の規定により特定申請について周波数を指定しても、なお指定することのできる周波数がある場合には、特定申請以外の申請について、上記2及び3並びに(8)から(12)までの規定により審査を行うものとする。

(7) 第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数に係るトランスポンダ数が2未満であるときは、比較審査の対象となる全ての申請について、上記2及び3並びに(8)から(12)までの規定により審査を行うものとする。

(8) 上記2(1)の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記2(1)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割を超えない申請と同程度とする。

(9) 上記3(5)の規定による審査に当たっては、上記3(5)中「3

割を超えないことが放送事項に明確に記載されている」とあるのは、「より少ないもの（放送事項に明確に記載されているものに限る。）である」とし、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請の上記3(5)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が3割である申請と同程度とする。

(10) 上記3(9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。

(11) 上記3(15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記3(15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。

(12) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

5 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送（左旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。）の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるとき

(新設)

は、上記 2 ((1)を除く。)及び 3 ((1)から(6)まで及び(10)から(14)までを除く。以下この 5 において同じ。)の規定によるほか、以下によること。

(1) 上記 3 (9)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。

(2) 上記 3 (15)の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して 1 年 6 月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記 3 (15)の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して 1 年 6 月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。

(3) 上記 3 の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記 3 (9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記 3 に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

6 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「東経 110 度 CS 放送」という。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記 1 から 3 までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 東経 110 度 CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定に係る上記 1 の審査については、上記 1 (3)に掲げる業務に係る申請の順位を上記 1 (2)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることと

4 上記 1 から 3 までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「東経 110 度 CS 放送」という。)に係る衛星基幹放送の業務の認定に係る上記 1 の審査については、上記

し、かつ、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経 110 度 CS 放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、次に掲げるトランスポンダ数の合計が 0.25 以上のものを優先するものとする(ただし、優先しようとする全ての申請について、現に割り当てることが可能である周波数を使用して指定することができる場合に限る。)

ア・イ (略)

(2)～(8) (略)

(9) 上記 3 の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記 3 (13) の基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記 3 (1) から (15) までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

7 基幹放送普及計画第 1 の 1 (4) エ 及びオ に規定する試験放送(以下この別紙 3 において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。

(1) 上記 1、2 (1) 及び(4)、3 (5)、(9)、(12)、(14) 及び(15)、4、5 並びに 6 ((5) に係る部分を除く。)の規定は適用しないものとする。この場合において、上記 2 中「上記 1 の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2) 及び(3)の基準」とする。

(2) 上記 3 の審査については、上記 3 ((5)、(9)、(12)、(14) 及

1(2) に掲げる業務に係る申請の順位を 上記 1 (1) に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとし、かつ、上記 2 に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、東経 110 度 CS 放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、次に掲げるトランスポンダ数の合計が 0.25 以上のものを優先するものとする(ただし、優先しようとする全ての申請について、現に割り当てることが可能である周波数を使用して指定することができる場合に限る。)

ア・イ (同左)

(2)～(8) (同左)

(9) 上記 3 の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記 3 (13) の基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記 3 (1) から (14) までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

5 基幹放送普及計画第 1 の 1 (4) エに規定する試験放送(以下この別紙 3 において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。

(1) 上記 1、2 (1) 及び(4)、3 (5)、(9)、(12) 及び(14) 並びに 4 ((5) に係る部分を除く。)の規定は適用しないものとする。この場合において、上記 2 中「上記 1 の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2) 及び(3)の基準」とする。

(2) 上記 3 の審査については、上記 3 ((5)、(9)、(12) 及び(14)

び(15)を除く。以下同じ。)に掲げる基準のほか、次に掲げるア及びイの基準について審査を行うこととする。また、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、次に掲げるアの基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3に掲げる基準並びに次に掲げるア及びイの基準の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

ア・イ (略)

を除く。以下同じ。)に掲げる基準のほか、次に掲げるア及びイの基準について審査を行うこととする。また、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、次に掲げるアの基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする(上記3に掲げる基準並びに次に掲げるア及びイの基準の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)

ア・イ (同左)